

安芸太田町「子ども爆伸び！全力応援あきおおたツアー」業務委託仕様書

1. 業務の名称

安芸太田町「子ども爆伸び！全力応援あきおおたツアー」業務委託

2. 業務の目的

本業務は、主に広島市内在住の子育て世帯を対象に、安芸太田町での子育て環境や日常の暮らしを体感できる移住ツアーを企画・実施し、参加者が「あきおおたでの暮らし」を具体的に想像することで移住検討への足がかりとする。

3. 業務の内容

(1) 町の既存コンテンツの分析及びコンサルティング業務の実施

子育て世帯が安芸太田町への移住を図るうえで、「この町で子育てをする意味」を見出すための現状把握と課題を抽出し、企画提案を行う。特に「自然」をキーワードとして、教育環境や生活環境をテーマとして検討すること。

(2) 子育て世帯に特化した移住体験ツアーの企画提案

森のようちえん事業「もりみんな山のこども園」を基軸に子育て世帯（特に未就学児世帯）をターゲットとしたツアープログラムを企画すること。企画内容は、既存コンテンツの分析結果を踏まえ、体験をメインとしたツアー企画を提案すること。

(3) 移住体験ツアーの募集・実施

募集は、広島市内を中心に広く子育て世帯に周知できるよう検討すること。

(SNS 広告、移住フェア、子ども向けイベント出展、LP の作成など)

ツアー内容については、工程や参加費の設定など、あらかじめ地域協働課と協議の上決定すること。

4. 主なツアー内容（案）

ステップ1

6月～7月頃

ツアー企画・ツアー参加者の集客

ステップ2

7月～8月頃

平日 1回 もりみんな山のこども園への参加・体験

町内子育て世帯移住者との交流

各こども園・保育所の見学

休日 1回 もりみん山のこども園と同等の自然体験活動への参加・体験
町内子育て世帯移住者との交流
各こども園・保育所の見学（土曜日）

ステップ3

9月～10月頃

平日 1回 もりみん山のこども園への参加・体験
自治会など地域住民との交流

休日 1回 もりみん山のこども園と同等の自然体験活動への参加・体験
自治会など地域住民との交流

ステップ4

11月～1月頃

休日 1回 移住に向けた相談会の開催
各こども園・保育所の見学
もりみんハイツ

その他

必要に応じ、ツアー参加者のフォローアップを行う

- ・参加者間のコミュニティ形成
- ・参加者の振り返り及び意向ヒアリング

スケジュールイメージ

区分	ステップ1 企画・募集	ステップ2 出会い・経験	ステップ3 深化・確信	ステップ4 移住に向けて
■時期	4～6月	7～9月	10～11月	12～2月
■イベント	参加募集 集客	山のこども園 自然体験 子育て交流	山のこども園 自然体験 地域交流	移住相談会

※ステップ2からステップ3へは継続参加を原則とする。

5. ツアー実施における押さえておくべきポイント

(1) 教育・子育て環境に関する事項

- ・安芸太田町山のこども園の活動
- ・町子育て支援策について

(2) 自然・文化体験に関する事項

- ・自然環境（三段峡、深入山、吉水園等）
- ・地域文化体験（神楽等）

- ・農業体験（井仁の棚田での稲刈り等）
- (3) 住まい・生活環境に関する事項
 - ・もりみんハイツや空き家バンクの状況
 - ・学校、スーパー、病院、公共交通など生活インフラ
 - ・移住定住支援策

6. 業務の期間

契約締結日の翌日から令和9年3月31日まで

7. 業務委託契約金額

2,200,000円

8. 履行場所

安芸太田町内及び広島市内（募集関連業務）

9. 成果物

受託者は、以下の成果物を提出すること。

- ・業務実績報告書
- ・参加者アンケート結果

10. 目標

本業務の目標は、以下のとおり設定する。

(1) 参加・継続指標

- ・ツアー参加者数：10組以上
- ・リピート参加者数：80%以上（※2回以上参加した世帯数）
- ・移住相談件数：7組以上

（※ツアー終了後に、住宅、就業、教育等に関する具体的な相談を行った件数とする。）

11. 実施方法

地域協働課と業務内容について協議の上、受託者は、来庁またはそれに準ずるWEB会議（概ね月1回程度）等により実施する。

12. 業務の指示監督等

- (1) 本業務を実施するにあたって、受託者は町の意図及び目的を十分理解した上で経験のある最上級の者を定め、かつ、適正な人員をもって業務ができるよう努力するとともに、正確丁寧に行うものとする。

(2) 受託者は本業務を実施するにあたり、当該契約に基づき町が定める監督職員と常に密接な連絡を取り、その指示に従わなければならない。

受託者は、業務上必要と思われるもので、本仕様書の解釈に疑義が生じた事項並びに仕様書に明記していない事項については、本町と協議し、その指示に従わなければならない。

13. その他

(1) 本業務の実施にあたり、本仕様書のほか関係法令、規則等を遵守すること。

(2) 本業務の実施に伴い個人情報を取り扱う場合は、本町の個人情報保護条例を遵守し、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(3) 本業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。

(4) 本業務の実施にあたり、使用する図表やデータ、画像等の著作権・使用権等の権利については、受託者において使用許可を得ること。なお、これらを怠ったことにより著作権等の権利を侵害したときは、受託者はその一切の責任を負うこと。

(5) 本業務における成果品及びデータ等を含むあらゆる制作物については、本町が著作権を持つものとし、自由に加工、複製、ホームページへの掲載、増刷等を行い、公表できるものとする。